

医療に関する広告規制の見直し

美容医療サービスに関する消費者トラブルの相談件数が増加

【美容医療サービスに係るホームページ及び事前説明・同意に関する建議】(消費者委員会平成27年7月)

- 厚生労働省は医療機関ホームページガイドラインを策定したが改善が進んでいない。
- 医療機関のホームページについては、医療法の規制が及ばないため、立入検査の実施や、改善命令などの行政処分が行われていない。

「医療情報の提供内容等に関する検討会」の議論(平成28年3月～9月)を踏まえ、法改正

【現行規制】

- 限定的に認められた事項(医師名、診療科名、提供される医療の内容等)以外は、広告禁止
- 虚偽広告に対して罰則が課される(直接罰)。
- 誇大広告等に対しては、中止・是正の命令等ができ、当該命令違反に対する罰則が課される(間接罰)。
- ただし、医療機関のウェブサイトについては原則、広告として取り扱っていない。

【新たな規制】

- 平成29年6月の医療法改正において、「広告」から「広告その他の医療を受ける者を誘引するための手段としての表示」に拡大。
- これにより、医療機関のウェブサイト等についても、虚偽・誇大等の不適切な表示を禁止し、中止・是正命令及び罰則を課することができるよう措置。

医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会

【開催の趣旨】

昨今、美容医療サービスに関する情報提供を契機として消費者トラブルが発生する問題が指摘されていることや、厚生労働省の「保健医療2035」策定懇談会が示した提言集において「医療機関や医師の技術力の評価に関する情報の公表の範囲や方法のあり方について検討すること」が求められていること等を踏まえ、国民、患者に対する医療情報の提供内容等のあり方について新たに検討を行うための検討会を開催することとする。なお、これまで「医療情報の提供のあり方等に関する検討会」において、医療機能情報提供制度や医療機関が広告できる事項の拡大等について検討し施策に反映させてきたが、今後は本検討会にて検討する。

【構成員】 平成29年11月29日時点

いしかわ 石川	ひろみ 広己	公益社団法人日本医師会常任理事
いそべ 磯部	てつ 哲	慶應義塾大学法科大学院教授
おおみち 大道	みちひろ 道大	一般社団法人日本病院会副会長
おがた 尾形	ひろや 裕也	九州大学名誉教授
きかわ 木川	かずひろ 和広	アンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士
きりの 桐野	たかあき 高明	東京大学名誉教授
くにい 國井	たかひろ 隆弘	栃木県保健福祉部医療政策課長
こもり 小森	なおゆき 直之	一般社団法人日本医療法人協会副会長
ひらかわ 平川	のりお 則男	日本労働組合総連合会総合政策局長
ふくなが 福長	けいこ 恵子	認定NPO法人適格消費者団体・特定適格消費者団体 消費者機構日本常任理事
ほんだ 本多	のぶゆき 伸行	健康保険組合連合会理事
みうら 三浦	なおみ 直美	フリーライター／医学ジャーナリスト協会 幹事
みつい 三井	ひろあき 博晶	公益社団法人日本歯科医師会常務理事
やまぐち 山口	いくこ 育子	認定NPO法人ささえあい医療人権センターCOML理事長

(敬称略) ○：座長

【開催実績】

- 第1回(平成28年3月24日)
 - ・ 医療機関のウェブサイト等の取扱いについて
- 第2回(平成28年5月18日)
 - ・ 前回の議論の整理(案)について
- 第3回(平成28年8月3日)
 - ・ 医療機関のウェブサイト等の取り扱いについて(案)
- 第4回(平成28年9月7日)
 - ・ 医療機関のウェブサイト等の取扱いについて(とりまとめ(案))
 - ・ 医療機能情報提供制度の報告項目の改正について
- 平成28年9月27日 医療機関のウェブサイト等の取扱いについて(とりまとめ)公表
- 第5回(平成29年10月4日)
 - ・ 医療に関する広告規制の見直しについて
- 第6回(平成29年10月25日)
 - ・ 前回の議論の整理(案)
- 第7回(平成29年11月29日)
 - ・ 医療広告に関する省令・ガイドライン(案)について

【今後のスケジュール】

- ・ ~平成30年1月 パブコメ
- ・ 平成30年3月 公布(予定)
- ・ 平成30年6月 施行(予定)

広告規制の見直しの議論について

- 法改正により、
1. 医療法改正により医療法上の広告に該当する範囲が拡大
 2. 合わせて、患者により適切な選択を阻害することがないように、法律・省令(省令①)で一定の広告については一律に禁止
 3. また、引き続き広告可能事項は限定列挙して規制するものの、患者の適切な選択が阻害されるおそれが少ない場合(省令②)には、限定はかからないこととする
- 等の見直しを行っており、上記の省令に定める事項等を検討会において御議論頂いている。

<改正後の法体系の整理図>

	■従来の医療法上の広告 ・TVCM・看板・折込広告 等	■新たな医療法上の広告 ・ウェブサイト、メルマガ ・申込みによる詳細なパンフレット 等
1 広告禁止事項	虚偽・誇大・比較優良・公序良俗違反その他省令①で定める基準に適合しない広告はしてはならない。	
2 広告可能事項の限定	1に該当しない事項であっても広告可能な事項は限定される	1に該当しない事項のうち、医療に関する適切な選択が阻害されるおそれが少ない場合(省令②)には、広告可能な事項が限定されず、幅広い事項を広告可能